

養豚農場関係者の皆様へ(飼養衛生管理の徹底)

- 1 豚への新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している、又は新型インフルエンザ発生国等へ渡航後間もない従業員や関係者(家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等)は農場へ立ち入らせないようにするとともに、ヒト、車両の立入等に関する記録を保持してください。
- 2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃より実施している手袋、作業服、作業衣等の着用に加え、入退場時の消毒を励行してください。
- 3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある豚を診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の養豚農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じること、また、訪問した農場に関する記録を保持してください。

(農林水産省消費・安全局動物衛生課より)

- ・ 農場立入記録簿の例を添付しますので、コピーして利用してください。

発熱・咳・鼻水などの症状が豚舎内に急速に広がるなど、飼養豚に異常が見られた際は、家畜保健衛生所に連絡して下さい。



